

## 耕作放棄地解消への取組み



タマネギの苗5,000本を植え付けしました

### 大豆56kg収穫。たまねぎの苗5,000本植え付け

農業委員会は、一昨年から東田原で耕作放棄地解消への取組みを行っています。

昨年6月にジャガイモを収穫した後、大豆の種まきを行い、害虫駆除や適切な肥料管理により多くの大豆を11月末に収穫しました。

収穫量は約56キログラムあり、市内の保育園などへ配布。

給食などに利用していただき、保育園の調理員さんからは「おいしい」「香りが良い」との言葉をいただきました。

大豆収穫後はトラクターで再度土を掘り起こし、たまねぎの苗5000本を植付けました。たまねぎについては、6月ごろの収穫を目指し、害虫駆除や肥料管理を行っています。

### 牛の放牧による農地再生

名張市地域担い手育成総合支援協議会とともに耕作放棄地解消のため、昨年9月から2回、牛の放牧による農地の再生を行いました。

約30aの水田に繁殖用牛を4頭放牧し、実証ほ場として11月中旬まで実施。その後、トラクターで土を掘り起こし、農地としての利用が可能となりました。

今後も同協議会と協力し、牛の放牧による耕作放棄地再生に取り組む予定です。



農地再生のために、水田に牛を放牧

# 農業委員会 だより

第44号

平成23年3月13日  
編集・発行  
名張市農業委員会  
☎63-7665



## 魅力いっぱい 農業者年金

◎詳しくは農業委員会へ



◎国民年金第1号被保険者で、年間60日以上農業に従事する60歳未満の人はだれでも加入できます。

◎自分が積み立てた保険料とその運用実績により将来受け取る年金額が決まる積立方式(確定拠出型)の年金です。

◎自分で保険料の額を決められ、必要に応じて、いつでも見直すことができます。

◎終身年金で80歳までの保障付きです。加入者・受給者が80歳前に亡くなった場合でも、死亡一時金として遺族に支給されます。

◎支払った保険料は、全額が社会保険料控除の対象となり、所得税・住民税の節税につながります。

◎農業の担い手となる人には、国から月額最高1万円の保険料補助があります。

### 平成23年度農作業賃金の協定基準

一般作業(稲刈り含む)		1日当たり	8,000円
乾田	1回耕	10a当たり	9,000円
	2回耕	10a当たり	6,500円
湿田	1回耕	10a当たり	10,000円
	2回耕	10a当たり	6,500円
あぜぬり		1m当たり	95円
代かき		10a当たり	6,500円
田植作業		1日当たり	9,000円
田植機作業		10a当たり	10,000円
畑耕起		10a当たり	7,000円
農薬散布作業	粉粒剤	10a当たり	2,500円
	液剤	10a当たり	3,500円
▼耕起、代かき、田植の各作業は、ほ場条件により決定する			
▼遠距離作業は、輸送費を別途加算する			
▼田植機作業は苗代を含まず、田植機作業副条施肥機使用の場合は1,500円増し			
▼農薬散布作業は農薬代を含まず、動力噴霧器使用の場合とする			
春季農作業	稲刈	バインダー	10a当たり 10,000円
		コンバイン	10a当たり 21,000円
	ハーベスタ		10a当たり 10,000円
	乾燥	はさ掛け	60kg当たり 500円
		生脱	60kg当たり 1,500円
	籾摺(もみすり)		60kg当たり 700円
秋季農作業	▼稲刈の作業は、ほ場条件により決定する		▼稲刈は、ひも持ちとする
	▼籾、玄米及び作業機の輸送費を別途加算		
	▼乾燥、籾摺は、くず米を含む総重量あたり		

(注) オペレーター賃金は時間当たり2,000円、補助作業賃金は一般作業に準じる上記の賃金・料金は全て弁当持参とし、上記の金額には消費税は含まない労働時間は、1日8時間

※協定基準は目安です。金額などは、双方話し合ってから決めてください。

### 農地の賃借料情報

平成22年1月から12月までの農業経営基盤強化促進法第18条により権利が設定された実勢賃借料を集計し、地域別に取りまとめました。

地域名	金額				物納			
	平均賃料(円)	最高(円)	最低(円)	データ数(筆)	平均賃料(kg)	最高(kg)	最低(kg)	データ数(筆)
名張地区					60	60	60	1
蔵持地区	12,450	13,900	11,000	2	41	63	20	7
薦原地区					46	72	30	5
美旗地区	6,500	9,400	4,400	9	46	120	21	42
比奈知地区	12,100	22,000	6,600	7	52	60	30	7
箕曲地区	9,400	9,800	9,000	2	58	60	50	4
錦生地区	11,000	22,000	7,000	17	73	124	60	9
赤目地区	8,200	10,000	5,700	3	42	60	29	6

  

地域名	金額				物納			
	平均賃料(円)	最高(円)	最低(円)	データ数(筆)	平均賃料(kg)	最高(kg)	最低(kg)	データ数(筆)
蔵持地区	6,900	6,900	6,900	1				
薦原地区	9,000	9,000	9,000	1				
美旗地区	5,000	6,000	4,000	2				
比奈知地区	7,000	7,000	7,000	1				
錦生地区	8,850	15,000	2,700	2				

平成21年12月15日の農地法改正により標準小作料制度が廃止されました。これまでの標準小作料に代わる賃借料情報は左記のとおりです。農地の賃借料を決定する際の判断材料の一つとして活用ください。

### 農地の貸し借りは利用権の設定を行うと安心・簡単です

農業経営基盤強化促進法の利用権設定を行うと、農地の貸し借りが簡単にできます。農業委員会の決定を経て、市長が公告します。公告は年2回(4月・12月)。

- ・契約期間の終了後、農地は確実に返還されます。※離作料などは不要
- ・契約期間終了期限が近づくと、事前に貸し手、借り手に通知して、更新するかどうかの確認をします。

制度の特徴